

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置について

1 要件

平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、バリアフリー改修工事を行い、以下の要件を満たす住宅には、翌年度分の固定資産税について減額措置が受けられます。

- (1) 平成19年1月1日以前に建築された住宅であること。
- (2) 次のいずれかの者が居住する既存の住宅であること。(賃貸住宅を除く。)
 - ア. 65歳以上の方
 - イ. 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ウ. 障害のある方
- (3) 次の工事で、補助金等を除く自己負担が30万円以上のものであること。
 - ア. 廊下の拡幅
 - イ. 階段の勾配の緩和
 - ウ. 浴室の改良
 - エ. 便所の改良
 - オ. 手すりの取付け
 - カ. 床の段差の解消
 - キ. 引き戸への取替え
 - ク. 床表面の滑り止め化

2 減額割合 3分の1

3 適用範囲

減額の適用となるのは1戸当たり100平方メートル相当分までとします。

床面積	減額率
1戸当りの床面積が100平方メートル <u>以下</u> のもの	税額の3分の1
1戸当りの床面積が100平方メートル <u>以上</u> のもの	100平方メートル分の税額の3分の1

4 申告方法

改修工事後3か月以内に、工事明細書や写真等の関係書類(工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可)を添付し、該当物件の所在する区を管轄する各市税事務所(中央区、若葉区、緑 区については東部、花見川区、稲毛区、美浜区については西部)資産税課家屋班へ申告してください。

【裏面が申請書の記載例になっておりますのでご覧ください。】

記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日
※提出日をご記入下さい。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長

※納税義務者の住所・氏名・電話番号をご記入下さい。



受付印

住所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇番地

納税義務者 氏名 千葉 太郎

電話 〇〇 (〇〇〇) 1 2 3 4

※太線内をご記入下さい。

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市〇〇区〇〇〇町〇丁目1234番地
家屋番号	〇〇番〇
種類	居宅
構造	木造
床面積	123.45 m ²
建築年月日	昭和 ・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
登記年月日	昭和 ・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
改修が完了した年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
改修に要した費用	※自己負担額（補助金を除く）をご記入ください。 567,800 円
備考	※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合等に理由をご記入下さい。

【添付書類】

- 所有者の住民票の写し
- 次のうち、該当するいずれかの書類
 - 居住条件（65歳以上の方の居住）を満たす者の住民票の写し
 - 要介護認定又は要支援認定の被保険者証の写し
 - 障害のある旨を証する書類等の写し
- 工事明細書や写真等の関係書類、工事費用を支払った領収書等の写し
- 補助金等の交付、給付決定を受けたことを確認できる書類等の写し

※詳細は裏面をご覧ください。

処理	受付

平成 年 月 日

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長



住所
納税義務者 氏名
電話 ()

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市 区
家屋番号	番
種類	
構造	
床面積	m ²
建築年月日	昭和・平成 年 月 日
登記年月日	昭和・平成 年 月 日
改修が完了した年月日	平成 年 月 日
改修に要した費用	円
備考	

【添付書類】

- ① 所有者の住民票の写し
- ② 次のうち、該当するいずれかの書類
 - ア 居住条件（65歳以上の方の居住）を満たす者の住民票の写し
 - イ 要介護認定又は要支援認定の被保険者証の写し
 - ウ 障害のある旨を証する書類等の写し
- ③ 工事明細書や写真等の関係書類、工事費用を支払った領収書等の写し
- ④ 補助金等の交付、給付決定を受けたことを確認できる書類等の写し

処理	受付